教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成29年大阪 市教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第10条 [略]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ、4時間(当該介護休暇と要介護者を 異にする介護時間の承認を受けて勤務しな い時間がある日については、当該4時間か ら当該介護時間の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間)の範囲内とする。

(介護時間)

第11条 [略]

[2 略]

3 介護時間は、1日を<u>通じ、</u>2時間(職員 の育児休業等に関する条例(平成4年大阪 市条例第4号)第19条第1項に規定する<u>第</u> 1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当 該<u>第1号部分休業</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。 改正前

第10条 [同左]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時 刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介 護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務 しない時間がある日については、当該4時間か ら当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間か

(介護時間)

第11条 [同左]

[2 同左]

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪市条例第4号)第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。